

鋸南町国民健康保険運営協議会議事録

令和8年度第1回鋸南町国民健康保険運営協議会を下記のとおり開催した。

記

1. 招集年月日 令和8年6月4日（木）午後4時00分

2. 招集場所 鋸南町役場2階委員会室

3. 議 件

- (1) 令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計決算見込みについて
- (2) 令和8年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
- (3) 令和8年度鋸南町国民健康保険料について
- (4) その他

委員出席者 (保険医等代表) 武内重樹、前田美智子
(公益代表) 秋山柳三、大塚昇、緒方猛
(被保険者代表) 三瓶孝一、石井庸一、平野修一

委員欠席者 森永宏喜

町出席者 町長 白石治和
税務住民課長 菊間寛之、住民保険室長 対馬尚子、同室員 藤平聖也

開会時刻 午後4時00分

事務局 開会

町 長 挨拶

事務局 鋸南町国民健康保険条例施行規則第5条第4項におきまして、会長が議長となる規定とされておりますので、大塚会長に議長の職務をお願いしたいと存じます。

議 長 協議会の開催にあたり、本日の出席者は委員9名中8名で、委員の過半数を超えておりますので、鋸南町国民健康保険条例施行規則第5条第5項に規定する協議会成立要件を満たしており、本協議会が成立することを報告いたします。それでは、次第に沿って進めてまいります。議件1「令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計決算見込みについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議件に入る前に、鋸南町国民健康保険の概要を説明いたします。
鋸南町国民健康保険の概要について【説明】

- 事務局 令和7年度鋸南町国民健康保険特別会計決算見込みについて【説明】
- 議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問のある委員は挙手をお願いします。
- 委員 4月1日現在の被保険者数が1,515人ですが、前年度同時点の被保険者数は何人ですか。
- 事務局 資料13ページをご覧ください。前年度同時点の被保険者数は1,612人、一昨年度同時点の被保険者数は1,766人となっています。
- 委員 被保険者数の減少はどのような理由によるものですか。
- 事務局 人口減や高齢化、社会保険の適用拡大によるものと考えられます。
- 委員 町国民健康保険の加入者割合が人口の約23%とのことですが、他自治体はどのような状況ですか。
- 事務局 千葉県では17.9%、同規模自治体が21.8%、国では19.5%と概ね20%となっています。
- 議長 他にご質問又は、異議のある委員は挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議長 それでは、採決に入ります。原案通り承認することに賛成の方は挙手願います。
- 【挙手全員】
- 議長 全員賛成ですので、承認することといたします。次に、議件2「令和8年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
- 事務局 令和8年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について【説明】
- 議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問のある委員は挙手をお願いします。
- 委員 保健事業費はどのような内容ですか。
- 事務局 保健福祉総合センターの運営管理費や人件費、特定検診の委託料などです。
- 委員 歳入の国民健康保険料の割合が低いと思われますが、どのように受け止めていますか。

- 事務局 国民健康保険料は、県に納める納付金の財源として必要な金額を算出し、皆様から納めていただくものとなっています。歳入の県支出金の割合が高いのは、歳出で最も割合が高い保険給付費に充当する交付金が含まれているためです。
- 委員 保険給付費は全額、国や県からの交付金により充当されるという認識でしょうか。
- 事務局 ご認識のとおりです。
- 委員 過去の医療費の実績などを参考に県へ納める納付金の算定がされているということでしょうか。
- 事務局 ご認識のとおりです。
- 議長 他にご質問又は、異議のある委員は挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議長 それでは、採決に入ります。原案通り承認することに賛成の方は挙手願います。
- 【挙手全員】
- 議長 全員賛成ですので、承認することといたします。次に、議件3「令和8年度鋸南町国民健康保険料について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
- 事務局 令和8年度鋸南町国民健康保険料について【説明】
- 議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問のある委員は挙手をお願いします。
- 委員 健康寿命の延伸のため、保健事業を実施していると認識していますが、医療費が減ることで被保険者の保険料負担も減るのでしょうか。
- 事務局 保健事業で各種予防事業や検診を実施し、早期の疾病対策に結び付けています。ご認識のとおり、医療費が減ることで、保険料負担低減にもつながります。
- 委員 資料19ページの町保険料収納率は98.1%とありますが、資料16ページの収納率97.98%となっています。この違いはどのようなものですか。
- 事務局 資料19ページは令和6年度実績です。資料16ページは県が納付金を算定する際に用いた推計値となっています。

- 議 長 資料16ページの県算定標準保険料率の一人当たりの金額は152,458円、町算定の保険料率の一人当たりの金額は122,288円となっていますが、前年度との差はどれくらいですか。
- 事 務 局 昨年度の県算定標準保険料率の一人当たりの金額は149,868円、町算定の保険料率の一人当たりの金額は116,267円となっています。
- 委 員 滞納繰越金の徴収は難しいのでしょうか。
- 事 務 局 税務収納室と協力して滞納者対策に努めています。令和6年11月までは、短期被保険者証の発行により、定期的に滞納者と接触し、納付催告を行っていましたが、令和6年12月から被保険者証の新規発行が廃止となり、短期被保険者証の仕組みも廃止されました。これにより、滞納が続いている方は、医療機関を受診した際に保険給付を受けることができず、窓口で医療費を全額自己負担していただくことになりました。しかしながら、滞納者と接触する機会も減ったため、滞納繰越金の解消についても懸念事項となっています。
- 議 長 他にご質問又は、異議のある委員は挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、採決に入ります。原案通り承認することに賛成の方は挙手願います。
- 【挙手全員】
- 議 長 全員賛成ですので、承認することといたします。令和8年度鋸南町国民健康保険料率については、当協議会の意見として、提案どおりとすることとし、報告書の作成については事務局に一任いたします。
- 議 長 次に、議件4「その他」についてを議題とします。委員の皆様及び事務局から何かありましたら発言願います。
- 事 務 局 本会議の報酬について、6月25日に口座振り込みしますので、ご確認をお願いします。また、本会の議事録について、町ホームページにおいて公開させていただきますのでご承知おきください。
- 議 長 他にありますか。
- 事 務 局 出産育児一時金について、1件あたり50万円が給付されますが、実際の出産費用は70万円ほど要すると聞いています。拡充の予定はありますか。
- 事 務 局 令和9年度から保険給付となる法改正が国において進められています。今後の国からの通知等に基づき、適正に対応していきたいと考えています。

委 員 診療報酬明細書点検業務委託の業務内容を教えてください。

事 務 局 医療機関等が市町村などの保険者に対して、診療報酬を請求するために作成する書類を診療報酬明細書と言います。この診療報酬明細書が適正な内容であるかを点検するための業務委託となります。

委 員 単価契約とはどのようなものですか。

事 務 局 点検 1 件当たりの委託金額を設定して契約するものです。

委 員 期間は 1 年間ですか。

事 務 局 1 年間すべての診療報酬明細書を点検しています。

議 長 他にありますか。特にないようですので、議件 4 を終了します。これを持ちまして、全ての議件が終了いたしました。慎重審議ありがとうございました。

閉 会 時 刻 午後 4 時 5 8 分